

(第1条関係)寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

現行		改正案									
～略～		～略～									
(制定附則)		(制定附則)									
附 則		附 則									
～略～		～略～									
(他の法令による給付との調整)		(他の法令による給付との調整)									
<p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		<p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>									
傷病補償	(略)	傷病補償	(略)								
年金	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td style="text-align: center;">0.86</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	(略)		年金	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88	(略)	
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86										
(略)											
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88										
(略)											
(略)		(略)									
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この</p>		<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この</p>									

<p>条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じて、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。</p>	<p>条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じて、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。</p>				
(略)	(略)				
<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.86</td> </tr> </table>	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.88</td> </tr> </table>	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86				
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88				
(略)	(略)				
～略～	～略～				

(第2条関係)寒川町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(制定附則)	(制定附則)
附 則	附 則
～略～	～略～
(他の法律による給付との調整)	(他の法律による給付との調整)
第3条 (略)	第3条 (略)
<p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該</p>	<p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該</p>

年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等 (略)	0.86
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等 (略)	0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)
(略)		

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(そ

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等 (略)	0.88
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等 (略)	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
(略)		

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(そ

<p>の額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。</p>	<p>の額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。</p>				
(略)	(略)				
<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.86</td> </tr> </table>	障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td>0.88</td> </tr> </table>	障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86				
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88				
(略)	(略)				
6・7 (略)	6・7 (略)				
～略～	～略～				

(改正附則)

	<p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p align="center"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項並びに寒川町消防団員等公務災害補償条例附則第3条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。</p>
--	---